

●成年後見制度について

おおさか か ていさいばんしょ こうけんがかり
大阪家庭裁判所（後見係）

●住所：中央区大手前 4-1-13 ●電話：6943-5872

手続の案内、申立ての受付時間：午前9時～12時／午後1時～5時（土日、祝日、年末年始は休み）

原則として、ご本人が住んでいるところの家庭裁判所に申立てを行います

65 歳以上の方の相談窓口

●各地域包括支援センター

受付時間：月曜～金曜／午前9時～午後7時 土曜／午前9時～午後5時（日、祝日、年末年始は休み）

知的障がいのある方の相談窓口

●各区障がい者基幹相談支援センター

受付時間：午前9時～午後5時30分（土日、祝日、年末年始は休み）

精神障がいのある方の相談窓口

●各地域活動支援センター（生活支援型）

受付時間：各支援センターごとに異なりますので、ご注意ください。

身寄りがないなどで申立てができない場合の相談窓口

●各区役所保健福祉課 ※成年後見制度業務担当

受付時間：午前9時～午後5時30分（土日、祝日、年末年始は休み）

＜各区役所保健福祉課＞

区 名	電話番号	ファックス	区 名	電話番号	ファックス	区 名	電話番号	ファックス
北	6313-9508	6313-9905	天王寺	6774-9857	6772-4906	城 東	6930-9857	050-3535-8688
都 島	6882-9857	6352-4584	浪 速	6647-9859	6644-1937	鶴 見	6915-9859	6913-6237
福 島	6464-9857	6462-4854	西淀川	6478-9918	6478-9989	あ べ の 阿倍野	6622-9857	6629-1349
此 花	6466-9857	6462-2942	淀 川	6308-9857	6885-0537	すみ の え 住之江	6682-9859	6686-2039
中 央	6267-9857	6264-8285	ひがしよどがわ 東淀川	4809-9857	6327-2840	すみ よし 住 吉	6694-9859	6694-9692
に し 西	6532-9857	6538-7319	ひがし なり 東 成	6977-9859	6972-2781	ひがしすみよし 東住吉	4399-9857	6629-4580
みなと 港	6576-9857	6572-9514	いく の 生 野	6715-9857	6715-9967	ひら の 平 野	4302-9857	4302-9943
たい しよう 大 正	4394-9857	6553-1986	あさひ 旭	6957-9857	6954-9183	にし なり 西 成	6659-9857	6659-9468

おおさか し せいねんこうけんせい ど
大阪市成年後見支援センター

成年後見制度の利用に関する相談窓口（必要に応じて専門職による相談を行います）

●住所：西成区出城 2-5-20（大阪市社会福祉研修・情報センター3階）

●電話：4392-8282 ／ ファックス：4392-8900

受付時間：午前9時～午後5時（日、祝日、年末年始は休み）

●任意後見制度について

こうしょうやくば しょ
公証役場（6 か所）

① 梅田公証役場（北区芝田）……6376-2568

② 平野町公証役場（中央区平野町）…6231-8584

③ 本町公証役場（中央区安土町）…6271-6265

④ 江戸堀公証役場（西区江戸堀）…6443-9488

⑤ 難波公証役場（浪速区難波中）…6633-9304

⑥ 上六公証役場（天王寺区東高津町）…6763-3648

あなたの権利や財産を守るために…

成年後見制度をごぞんじですか



せいねんこうけんせい ど
成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が
不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を
与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生
活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産
を守る制度です。

たとえばこんなとき・・・



自分で介護サービスを受ける契約とか入院費
の支払いとかが判断できない…誰か助けて

判断能力が衰えたときに備えて財産管理に
ついて準備しておきたいけど…



近所の身寄りのない方が最近悪質な訪問
販売の被害にあってるみたいなんだけど
なんとか守ってあげられないかしら

— 不 大 阪 市 —

せい ねん こう けん せい ど あん ない
成年後見制度のご案内

せいねんこうけんせい ど ほうてい こう けん せい ど にん い こう けん せい ど しゅるい
成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

～法定後見制度～

にん ちしょう ちてきしょう せいしんしょう はんだんのうりよく ふじゅうぶん かた たい ほうてき けんげん
認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を
あた こうけんになんとう ふく し り ようけいやく てきせつ ざいさん かんり おこな
与えられた後見人等が、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その
かた せいかつ ほ ご し えん
方の生活を保護・支援します。

法定後見制度は判断能力の程度に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の3つに分かれ、親族等から後見等開始の審判を申し立て、家庭裁判所によって適任であると思われる援助者が選任されます。

～任意後見制度～

将来の判断能力の低下に備えて、財産や身のまわりのことについて(「誰に」「どんなことを頼むか」を)あらかじめ自分の意思で決め、定められた様式の公正証書で自分で選んだ後見人候補者と任意後見契約を結びます。

本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、あらかじめ結んでおいた「任意後見契約」に基づき、任意後見人が財産管理や福祉サービスの利用契約など本人を援助します。

